

新型コロナウイルス感染症の影響による港湾施設使用料等の納付猶予について

令和2年6月16日

苫小牧港管理組合

新型コロナウイルス感染症の影響により、港湾事業者等に対する港湾施設使用料等の納付の猶予を実施します。

1. 猶予の対象者

新型コロナウイルスの影響により、港湾施設使用料等（下記2に掲げるもの）の納付の猶予を希望する港湾事業者等。

2. 猶予の対象となる港湾施設使用料等

（1） 港湾施設使用料等の名称

入港料、岸壁等使用料、船舶給水料、上屋使用料、港湾施設用地等使用料、荷さばき地使用料、小型船だまり物揚場等使用料、船揚場使用料、荷役機械使用料、冷凍コンセント使用料

（2） 対象年度

令和2年度分

3. 猶予の期間

上記2（1）に掲げる港湾施設使用料等のうち、令和3年3月31日より前に納期限を迎えるものについて、最大6ヶ月間猶予します。ただし、猶予後の納期限は、令和3年3月31日を限度とします。猶予の申出時において既に納付済みの使用料等は除きます。

4. 手続きの方法

申出書に必要事項を記載の上、猶予する納入通知書を添えて、下記連絡先まで提出してください。

5. その他

今回の措置は、納期限を猶予するものであり、港湾施設使用料等を減額又は免除するものではありませんので、留意願います。

6. 連絡先

苫小牧港管理組合 総務部港湾政策室業務経営課
港営係 電話 0144-34-5696

郵送あて先 〒053-0003 苫小牧市入船町3丁目4-21 苫小牧港管理組合 港営係